

令和6年2月9日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件  
(うち石油ストーブ(開放式)1件、石油温風暖房機(開放式)1件、石油給湯機付ふろがま1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 10件  
(うちウェアラブル端末(リストバンド型、充電式)1件、食器洗い乾燥機1件、電動アシスト自転車1件、ディスペンサー(シャンプー用)1件、除湿機1件、照明器具3件、電子レンジ1件、換気扇1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 11件  
(うち電気シェーバー1件、エアコン1件、ポータブル電源(リチウムイオン)1件、電気フライヤー1件、電気掃除機(充電式、スティック型)1件、電気冷温風機1件、リチウム電池内蔵充電器2件、電気カーペット1件、電気毛布(敷毛布)1件、光回線終端装置1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号：A202000434、A202100384、A202100468、A202201068、A202300203、A202300275、A202300293、A202300327、A202300492を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当：石田、首藤、庄田

電話：03(3507)9204(直通)

URL：<https://www.caa.go.jp/>

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300983	令和6年1月28日	令和6年2月6日	石油ストーブ(開放式)	RCA-206	株式会社トヨミ	火災	車庫で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から30年以上経過した製品
A202300987	令和6年1月17日	令和6年2月7日	石油温風暖房機(開放式)	GT-3240	株式会社コロナ	火災	倉庫で当該製品を使用後、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から30年以上経過した製品
A202300988	令和6年1月19日	令和6年2月7日	石油給湯機付ふろがま	UKB-3300TXA(M)	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	製造から25年以上経過した製品 令和6年2月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000434	令和2年7月6日	令和2年9月15日	ウェアラブル端末(リストバンド型、充電式)	V16	Beauty Land合同会社(輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、内蔵のリチウムポリマー電池セルが内部短絡し、出火に至ったものと推定されるが、当該製品の焼損が著しく、内部短絡した原因の特定には至らなかった。	滋賀県	令和2年9月18日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202100384	令和3年8月11日	令和3年8月26日	食器洗い乾燥機	SDW-J5L	エスケイジャパン株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、制御基板上の温水ヒーター用リレーピンのはんだ付け付近から異常発熱が生じて周囲を焼損したものと推定されるが、基板の焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	北海道	令和3年8月31日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100468	令和3年5月18日	令和3年9月22日	電動アシスト自転車	BE-END636	パナソニック サイクル テック株式会社	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、壁にぶつかり、負傷した。 調査の結果、当該製品は、使用に伴いスタンドが変形しスタンドのローラーサイド部の偏摩耗が発生したことにより、スタンドがアウター受けに接触し、アウター受けが移動しワイヤーが引かれた状態、もしくは、ワイヤーを引く回転レバーにスタンドが接触し、走行中に発生するスタンドの振動が回転レバーに伝わりワイヤーが引かれて、ハンドルの回転が抑制されて事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「スタンドを跳ね上げてもハンドルの回転が抑制される場合は、使用を中止し、販売店に相談する。」旨、記載されており、使用者はハンドルロックが発生していたにも関わらず使用していたことも事故発生に影響したものと考えられる。	埼玉県	令和3年9月28日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202201068	令和5年1月30日	令和5年3月20日	ディスペンサー (シャンプー用)	なし	株式会社リッチェル (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を浴室壁面に設置して使用中、当該製品が脱落し、左足指を負傷した。 調査の結果、当該製品は、上側及び下側滑り止め部の成形不良により生じたばらつきを解消するために下側滑り止め部をかさ上げたことにより、マグネットシート下部において壁面との距離が大きくなったことで、固定力が低下した状態となり、操作時の荷重で壁面から脱落したものと推定される。	埼玉県	令和5年3月24日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300203	令和5年5月5日	令和5年6月9日	除湿機	IJD-JN50	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、内部の電源コード断線部から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	沖縄県	令和5年6月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300275	令和5年6月17日	令和5年7月3日	照明器具	LX3U170-52N-40L	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、電源基板の回路路上に過電流が流れたため、基板が焼損したものと推定されるが、過電流が流れた原因の特定には至らなかった。	東京都	令和5年7月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300293	令和5年6月22日	令和5年7月7日	電子レンジ	IMB-T172-5	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品の庫内の食品を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、加熱中にタイマーが動作停止したため連続運転となり、庫内の調理物が過熱して焼損したものと推定されるが、タイマーが動作停止した原因の特定には至らなかった。	東京都	令和5年7月11日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が否かが特定できていない事故として公表していたもの

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300327	令和5年6月30日	令和5年7月14日	照明器具	CL14DL-5.0CF	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	異音がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。調査の結果、当該製品は、電源基板のフィルムコンデンサーに不具合品が混入したため、内部短絡が生じて焼損したものと推定される。	東京都	令和5年7月19日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300492	令和5年8月25日	令和5年9月7日	照明器具	CL12D-4.0	アイリスオーヤマ株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、制御基板上のフィルムコンデンサーが異常発熱して焼損したものと推定されるが、コンデンサー内部の焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	大阪府	令和5年9月12日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202300992	令和6年1月21日	令和6年2月7日	換気扇	BDR-3H-603	富士工業株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	製造から25年以上経過した製品

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300980	令和6年1月18日	令和6年2月5日	電気シェーバー	火災	当該製品に他社製のUSBケーブルを接続して充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300981	令和6年1月16日	令和6年2月5日	エアコン	火災	当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から30年以上経過した製品
A202300982	令和6年1月26日	令和6年2月5日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を充電中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202300984	令和5年12月18日	令和6年2月6日	電気フライヤー	火災	当該製品を使用中、当該製品に付着した油から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年2月1日
A202300985	令和6年1月28日	令和6年2月6日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	発煙したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災がしていた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202300986	令和6年1月27日	令和6年2月6日	電気冷温風機	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202300989	令和5年6月28日	令和6年2月7日	リチウム電池内蔵充電器	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	令和5年7月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年7月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300990	令和5年10月7日	令和6年2月7日	リチウム電池内蔵充電器	火災	展示場で当該製品を靴に入れていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和6年1月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年10月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202300991	令和6年1月27日	令和6年2月7日	電気カーペット	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和6年2月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202300993	令和5年12月2日	令和6年2月7日	電気毛布(敷毛布)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月25日
A202300994	令和5年12月10日	令和6年2月7日	光回線終端装置	火災 死亡2名	当該製品をマルチタップに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が死亡した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月30日

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

ウェアラブル端末（リストバンド型、充電式）（管理番号：A202000434）



食器洗い乾燥機（管理番号：A202100384）



電動アシスト自転車（管理番号：A202100468）



ディスペンサー（シャンプー用）（管理番号：A202201068）



除湿機（管理番号：A202300203）



照明器具（管理番号：A202300275）





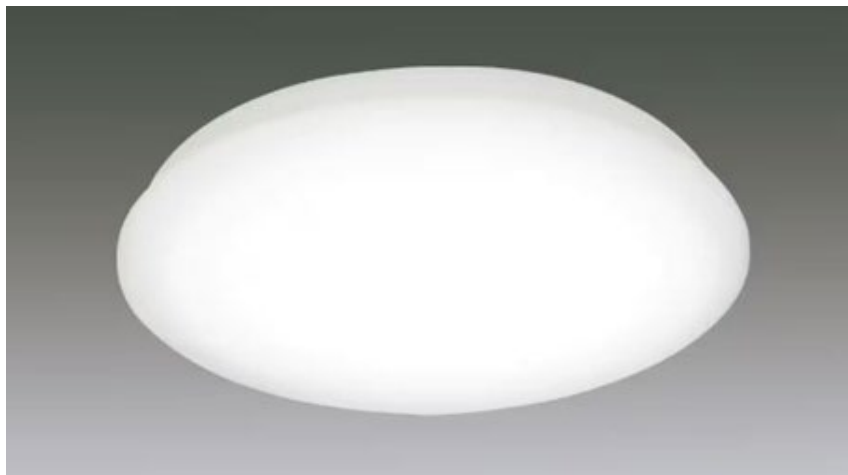
電子レンジ（管理番号：A202300293）



照明器具（管理番号：A202300327）



照明器具（管理番号：A202300492）



換気扇（管理番号：A202300992）

